

【社会的企業として企業組合とNPO法人が認定されました】

兵庫県認定事業者

認定番号	名称	認定年月日
2800000013	企業組合 伊丹市雇用福祉事業団	平成27年5月20日
2800000020	NPO法人ワーカーズコープかんさい	

伊丹市認定事業者

認定番号	名称	認定年月日
1	企業組合 伊丹市雇用福祉事業団	平成27年8月21日
2	NPO法人ワーカーズコープかんさい	

伊丹市認定事業者

認定番号	名称	認定年月日
1	企業組合 伊丹市雇用福祉事業団	平成28年1月12日
2	NPO法人ワーカーズコープかんさい	

【平成29年3月 伊丹の取り組みが報告されました】

【第5回 研究会(厚生労働省)】

(講演:厚生労働省、後援:厚生労働省、伊丹市、川西市)



【平成29年6月 厚生労働省社会保障審議会で伊丹市の公的就労支援事例が紹介されました】

【平成29年7月 同審議会で支援団体ネットワークの事例として紹介されました】

認定就労訓練事業に対する経済的支援の現状

- 認定就労訓練事業における経済的支援としては、
 - ・ 第二種社会福祉事業(※定員10人以上が要件)として認定就労訓練事業を実施する事業所に係る税制優遇、
 - ・ 認定就労訓練事業所の立ち上げ支援(国庫補助1/2)、
 - ・ 自治体が認定就労訓練事業所から物品を買い入れる場合等の随意契約の取扱い(優先発注)、がある。

1. 税制優遇の対象事業所数 (H28.12末現在)
 定員10人以上の事業所数41(全体の約5.2%)

2. 立ち上げ支援

- 「その他事業」(補助率1/2)において初年度経費を補助対象としている(ランニングコストは対象外)。
- 実施自治体は27年度5自治体、28年度4自治体。(実施例)
 - ・ ロッカー等の備品の購入費用やリース費用等の印刷製本費用(一事業所当たり定員に応じて上限10~15万円)(岡山市)
 - ・ 訓練として実施する農作業等に使用する器具のリース代等(鳥取県北栄町)

(参考:立ち上げ支援以外の自治体独自の経済的支援(例))
 ・ 利用者の受け入れに応じた事業所への協力金支給(名古屋市等)

3. 随意契約の取扱い n=110

あり	4.5%
検討中	11.8%
なし	74.5%

(資料)認定就労訓練事業実態調査(平成28年度第3四半期)

② 取組事例(兵庫県伊丹市)

- 地方自治法施行令に基づく自治体の随意契約優先発注の相手先として、認定就労訓練事業所も対象とする基準を定めている。
- 生活困窮制度の担当課が庁内関係部局に対し、認定就労訓練事業所への優先発注を積極的に働きかけている。
- 結果、兵庫県が認定した協同組合・企業組合・NPO法人等の関係団体が継続した年間管理業務(公園清掃や緑地管理など)を受注。

支援者同士の連携等について

- 生活困窮者自立支援に関わる機関・団体等による支援者ネットワークが各地で発足しており、ケース検討・スーパーバイズ、相談員同士の「横のつながり」づくりや資源の共有等の多様な取組が主に都道府県単位で進んでいる。
- この中には、就労や家計相談等、分野を絞った取組もみられる。また、相談員への助言に特化した事業もみられる。

都道府県単位の支援者ネットワーク(例)
※都道府県研修を通じて事例検討等を行っている例は、省略している。

- 道央圏生活困窮者自立支援事業担当者情報交換会
- 生活困窮者支援を通じた地域づくり情報交換会(長野県)
- しが生活支援者ネットワーク
- 鳥取県生活困窮者自立支援ネットワーク
- 埼玉県地域就労支援連携体制推進会議
- 就業支援団体連絡会(阪神地域)
- 千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク
- 大分県生活困窮者就労支援協議会
- 東京都支援者専用相談ラインの設置
- 家計相談支援の事例検討会(福岡を中心とした九州)
- かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク
- 地域福祉のひろばGIFU

(凡例)
 ○ 分野を特定しない支援者ネットワーク
 ● 就労支援のネットワーク
 ○ 家計相談支援のネットワーク
 ★ 相談員への助言